

令和6年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和6年3月14日(木)
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員
 答 弁 者 危機管理監、危機対策局長、危機対策課長、
 海溝型地震対策室長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 地震の危機対策等について</p> <p>(一) 能登半島地震等について</p> <p>1 能登半島地震からの教訓について 今回の能登半島地震から道はどのような教訓を得たのかお聞きしたいと思います。</p> <p>2 地震大国の認識について 日本はですね、世界で最も地震の多い国であると言っていることを認識しているかどうかお伺いします。</p> <p>3 スフィア基準について</p> <p>(1) 避難所の認識について 東日本大震災、阪神大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震を経てもなお、旧態依然とした避難所についての認識をお伺いします。</p>	<p>(海溝型地震対策室長) 能登半島地震についてであります。1月1日に発生いたしましたこのたびの地震では、厳冬期中、多くの方々が避難生活を余儀なくされ、毛布や暖房器具などの防寒備蓄品の不足やトイレなどの生活環境に支障が生じたほか、原子力災害時の避難経路の一部を含め、道路が寸断され、多くの孤立集落が発生し、物資輸送や救助・救出活動、さらにはライフラインの復旧にも影響を及ぼすなど、今後、国の検証作業で浮かび上がるものも含めまして様々な課題が明らかになるものと考えております。</p> <p>(海溝型地震対策室長) 我が国におけます地震の発生についてであります。国が公表しております資料では、平成23年から令和4年にかけて世界でマグニチュード6以上の地震が約1,720回発生した中、日本周辺では約290回発生しており、世界の地震の約2割を占めているところでございます。</p> <p>また、政府の地震調査研究推進本部では、能登半島において今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を0.1%~3%と予測するとともに、ランク分けに関わらず日本では、どの場所においても地震による強い揺れに見舞われるおそれがあるとしていたところでありまして、このたびの地震発生により、改めて我が国が世界有数の地震多発地帯であると認識したところでございます。</p> <p>(危機対策課長) 避難所についてでございますが、災害発生時に、被災者が長期に亘る避難を余儀なくされる場合にあっても、より良好な避難生活を送ることができるよう、市町村は、避難所の運営基準や取組を明確化しておく必要があることから、道では、円滑な避難所運営の基本的な手順を示した「北海道版避難所マニュアル」を平成28年に策定し、市町村に提供しているところでございます。</p> <p>平成30年の胆振東部地震においては、発災直後から段ボールベッドや仕切りパーテーションを設置し、プライバシーを確保するなど、避難所における良好な生活環境に努めたほか、胆振東部地震の災害検証委員会からの提言などを踏まえ、女性や高齢者、障がい者等の多様なニーズへの配慮や、感染症対策への対応についても適時に盛り込</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(2) スフィア基準の認識について</p> <p>避難所につきましてはですね、イタリアではですね避難所設置・運営に「スフィア基準」というのを using していますが、ご存じでしょうか。</p> <p>イタリアはですね、国家予算の0.5%を災害避難に使っているということでもあります。またですね、体育館を避難所に使っているところはですね、先進国ではほとんど皆無だということになります。国際レベルより非常に悪いというのが日本のですね、避難所なわけでございます。</p> <p>(3) 道内市町村の避難所の現状について</p> <p>内閣府の避難所運営ガイドではですね、このスフィア基準を参考にしながら、「避難所の質の向上」を目指すことにしておりますけれども、北海道の避難所の現状についてお聞きしたいと思います。</p> <p>今お答えがありましたけれども、だからと言って北海道の避難所がですね、他のどの避難所より優れているとは言い難いという風に思うんですね。</p>	<p>んできており、今後も避難所生活の質の向上を図るよう努めてまいります。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>いわゆるスフィア基準についてでございますが、スフィアハンドブックにおいて、避難所と避難先の居住地に関するスフィア最低基準は、人道的な状況下での適切な居住への権利を具体的に示すもので、人道憲章でうたわれている信条、原則、義務およびより広範な権利に基づいているとされており、具体的な指標として、避難者一人あたり3.5平方メートルのスペースが確保され、世帯毎に簡易テントが用意されており、キッチンカーによる温食の提供、トイレについては男女の比率を1:3にすることなどが示されております。内閣府が定めている「避難所ガイドライン」では、避難所の質の向上を考えると、参考とすべき国際基準となる旨が示されていると承知をしております。</p> <p>道では、こうした国のガイドラインなども参考に、北海道版避難所マニュアルを策定し、市町村や防災関係機関と避難所運営訓練を実施するなど、道における避難所の環境改善に取り組んできたところでございます。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>道内市町村の避難所についてでございますが、道内の市町村においては、学校や公民館、集会所など5,000を超える施設が指定避難所として指定されており、市町村ごとに避難計画を策定をし、避難所の整備や確保を図っております。</p> <p>各市町村では、国や道が示しているマニュアルを参考に独自に避難所マニュアルを策定をし、それを活用した避難所運営訓練の実施に取り組んでいるほか、ダンボールベッドや簡易トイレなどの物資の確保に加え、暖房機器や非常用発電機、燃料の備えなど、避難所の防災機能設備等の整備に努めていると承知をしております。</p> <p>また道では、市町村の備蓄に対する地域づくり総合交付金による財政支援を行っているほか、市町村が自ら物資の調達等を行うことが困難な場合を想定し、民間事業者等と災害時協定を締結をしているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(4) 避難所における人道的配慮の認識について</p> <p>避難所における「人道的配慮」についての認識をお聞きしたいと思います。</p> <p>道の避難所運営マニュアルをですね、これに近づけていくという努力をしていかなければならないという風に思うんですね。そのことがですね、これからの防災計画だとか様々なものについて、基本的にですね、人道、これをですね基本にしてやっていかなければならないということをごきちつとですね、頭の中に入れてこれから以降対応していただきたいというふうに思います。</p> <p>(5) 市町村の避難所マニュアル策定状況について</p> <p>避難所運営を総合的に俯瞰するガイドライン、またマニュアルなどが整備されている自治体数についてお聞きしたいと思います。</p> <p>(6) 避難所マニュアルの策定促進について</p> <p>整備されていないというのはですね、おかしいというふうに思いますよ。これはですね、今まで道がどのようにですね、アプローチしてきたのか問われるわけですが、それについてお答えください。</p> <p>被災を受けた人はですね、非常時だから仕方がないという風に思われてしまう。周りからも。自分もそう思ってしまう。だから我慢しなきゃならないんだ、そうじゃないんです。食べる、寝る、排泄をする、この大事な部分をきちつと普通の生活にしていかなければ、それじゃなくても様々なストレスがかかってきている状況にあるわけですから、そのところをまず整えてやるということが大事だということを、きちつと抑えていただかないといけない。そのことを抑えた上でですね、様々な対策を打っていただくということを基本にしなれば、避難所というのはですね、劣悪な状況のまま放っておかれるということになりますから、そこは</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>避難所運営についてでございますが、災害発生時に、住民の方々が避難を余儀なくされる場合、避難所は被災者の暮らしの場であるとともに支援の拠点でもありますことから、「スフィア・ハンドブック」では、被災者が安定した状況で、尊厳を持って生存し、回復するために、あるべき人道対応や実現すべき状況がどのようなものかを示しており、避難所の質の向上にあたり、参考にすべき考え方の一つであると認識してございます。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>避難所マニュアルの策定状況についてでございますが、令和5年5月1日現在で、道内で136の市町村が策定をしております、17の町が策定中、26の市町村が未策定となっております。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>避難所マニュアルの策定についてでございますが、道では、これまで、市町村が参加する防災訓練や防災研修の場などを活用し、避難所マニュアルの策定を促してきているほか、市町村の防災対策に関する様々な取り組みについて調査・点検を行い、本庁や振興局の職員が取組の進んでいない市町村へ直接訪問するなどして、助言などを行ってきたところであり、道といたしましては、引き続き、こうした取組を通じて、マニュアルが未策定の市町村に対し、策定を促してまいります。</p>

きちんと改めていただきたいと思います。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 被災状況の確認等について</p> <p>(1) ドローンの活用について</p> <p>能登半島地震につきましてはですね、初動が遅すぎたという事が問題視されているわけでございます。</p> <p>人が近づけない現場を速やかに把握するには昨日もお話がありましたけれども、ドローンが一番効果的なんだろうなと思っておりますけれども、能登半島地震におけるドローンの効果とそれから限界、課題、問題点があればお聞きしたいと思います。</p> <p>(2) 災害時の情報伝達について (欠)</p> <p>5 自衛隊への出動要請について</p> <p>(1) 自衛隊派遣マニュアル等について</p> <p>今回の災害、1月1日の災害で、自衛隊が1月2日には1万3,000人を超える対策チームを作ったわけでございますけれども、そういう準備が出来たにも関わらず、まず初動として1,000人しか投入しなかったと。これが被害の拡大を招いたのではないかと指摘されているわけです。自衛隊は随時投入ではなく、「推し」の派遣が救命・救助を左右することなんだろうと思っておりますけれども、道は災害時の自衛隊派遣マニュアルの整備をどのようにされているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>併せて防衛省の災害対策現地情報連絡員「いわゆるリエゾン」ですけれども、この考え方もお聞きしたいと思います。</p> <p>ヘリというのは非常に大事だなと思っております。今回もご存じのとおりですけれども、海も使えない、陸も使えない。先ほどお話がありましたけれども千葉県で軍事訓練やってですね、ヘリが集まって来なか</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>災害時のドローンの活用についてでございますが、被害状況の確認や捜索活動において、ドローンの活用は有効と考えております。このため、道では、今年度実施した防災総合訓練において、ドローンによる空撮映像を伝送する情報収集訓練のほか、救出・救助活動の際に、防災ヘリやドローンが同一地域で安全に移動できるよう、臨時の運行調整所を開設し、複数のヘリ・ドローンによる運航調整の訓練を実施をしたところでございます。</p> <p>道としては、今後とも市町村や防災関係機関、民間企業等と連携・協力し、実践的な訓練等を実施するとともに、一昨日、初会合が開かれました、能登半島地震に係る国の検証チームでも議論するテーマのひとつとして、ドローンなど災害対応上有効と認められる新技術等が挙げられております。国における検証作業も注視をしつつ、災害時におけるドローンの活用を検討してまいります。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>自衛隊の災害派遣についてでございますが、災害時における自衛隊の派遣は、法において、市町村及び都道府県の災害対応能力を活用しても対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、知事等は派遣を要請できるとされており、この要請に対し、自衛隊は「公共性」「緊急性」「非代替性」の3要件を総合的に勘案し、やむを得ないと認める場合には、救援のため派遣できることになっております。</p> <p>道では、大規模災害時に自衛隊と連携し、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、道と陸上自衛隊との間で、「大規模災害時の連携に係る協定書」を締結しており、迅速な災害派遣が可能となるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、この協定書を踏まえ、陸上自衛隊は、道内で大規模災害等の発生が予想され、災害派遣要請の可能性があると判断する場合などにおいて、道庁や、関係する振興局、市町村の災害対策本部等に連絡員を派遣し、災害情報の共有や、応急対策活動に向けた準備を行っております。</p>

ったという、人命より訓練が先とは中々いかないだろうと思っています。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(2) 移動手段について</p> <p>我々ではですね、災害派遣チームは現地に向かうために自力で行ってもらっています。7つのチームがこの間お話がありましたけれども、例えば北海道から石川に行くということになればですね、まずは自力で行かなければならないから、車を用意して行ってですね、フェリーに乗って、現地まで石川まで車で行って、そして現地についてからどこに行くというのを知らせてもらって、そこから行く。この移動だけで1週間交代しないといけない。移動だけでも4日取られてしまうと、実質3日しか活動できないという状況になるんですね。したがって、現地にどう入るかはやっぱり急がれるわけですから、こういう時にですね、きちっとヘリだとかは実働部隊の機動力が大きな力になるだろうと思っていますけど、道のスタンスについてお聞きしたいと思います。</p> <p>北海道で大災害になるとき、また他のところで大災害があるとき、それぞれ違いがあるだろうと思いますが、しかしどちらにしても北海道は広いわけですから、対応していくととなると機動的な取扱いが非常に大事になってくると思いますので、ぜひですね、使えるものは何でも使うということも含めながら人命救助第一に対応していただきたいと思っています。</p> <p>6 今後の取組について</p> <p>大規模災害、大事故、戦争などによる死は国家や社会の対策が不十分だったが故の特性と言われていているというふうに言われています。</p> <p>このことはですね、防災対策の自助には限界がある、まずは逃げていただくということになるわけです。多くが公助が中心になるべきであり、これが不十分だと「災害死」を少なくすることができないということでもあります。共助は避難所に行って、それぞれが協力しあうということだろうなと思っています。</p> <p>大規模災害への備えについて、今後、どのような考えで取り組んで行くのか、所見を伺います。</p> <p>先ほど監は自助、共助、公助というお話をされて</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>災害派遣チーム等の輸送体制についてでございますが、道の地域防災計画においては、道内で災害が発生した際に、医師・看護師から構成される救護班や災害派遣医療チーム、DMATの移動手段については、それぞれの機関で行うものとされておりまして、道路の損壊などにより移動が困難な場合又は緊急を要する場合には、迅速に道の防災ヘリコプターのほか、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請するなど輸送体制を確保してございます。</p> <p>(危機管理監)</p> <p>防災・減災に向けた取組についてであります。道の地域防災計画では、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならないとしております。</p> <p>このため、道では、住民参加型の実践的な防災訓練の実施や有識者の方々の協力を得ながら防災教育の充実を図ってきたほか、避難所運営をはじめとするマニュアルの整備や民間事業者との災害時協定を締結するなど、様々な取組を進めてきております。</p> <p>道といたしましては、このたび発生した能登半島地震を「自分事」としてとらえ、今後とも、国や市町村、関係機関とも緊密に連携・協力して、道民の皆様の「命と暮らしを守る」防災・減災対策に取り組んでまいります。</p>

<p>いましたけれども、まずはですね、大きな災害の時は公助なんです。それから共助、自助ということだと思っています。その考えを変えない限り、これはですね、関東大震災以来の被災となんにも変わらないのと同じ、ここは変わらないと</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ということですね。ですから是非ですね、他のところは自助、共助、公助というのはいろんなものには使えますけれども、しかし、災害にいたってはですね、自分では何もできない状況になりますから、そのところはですね、まずは公助ありきと、先ほどイタリヤの例で0.5%国家予算を使っていると同じですよ。そのところをきちっと考えていかないと、ずっとこれからもあの避難所はどうなのと言うことを言われてしまうわけでございます。</p> <p>二 災害避難計画等について</p> <p>1 災害時の避難計画について</p> <p>今回の災害を受けて、災害時の避難計画を補強するとしたら、何をどのように見直すことになるのか、お考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>2 避難所の指定について</p> <p>一般の避難所、福祉避難所などの設営のために具体的な基準、すなわち「いつ」、「どこに」、「どれくらい」準備するかの明文化が必要だという風にありますけれども、認識をお聞きます。</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>災害時の避難についてでございますが、市町村では、それぞれが策定する地域防災計画において避難に関する計画などを定めるとともに、各種の防災訓練も実施しております。また、道では、大規模災害時に被災市町村のみでは災害応急対策を十分に行うことができない場合の広域避難等の実施に備え、各市町村との相互応援などの協定を締結するとともに、防災総合訓練においても、「広域避難訓練」を実施しております。</p> <p>道としては、今後とも市町村や関係機関と連携をし、実践的な訓練を積み重ねるとともに、国の検証チームで議論するテーマに、いわゆる2次避難が適切に行えたかなどといった避難所運営がひとつの視点として挙げられていますことから、こうした国における検証作業も注視しつつ、災害時において避難が円滑に行われるよう取り組んでまいります。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>避難所の指定についてでございますが、災害対策基本法において、市町村は想定される災害の状況や人口の状況等を勘案をして、一定の基準を満たす施設を指定避難所としてあらかじめ指定をしなければならないとされております。避難所の指定基準は、被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有することや、想定される災害による影響が比較的少ない場所にあることなどが定められておまして、それぞれの市町村では、地域の実情に応じて、指定避難所を指定をしているほか、避難計画を策定し、避難所の確保や整備を図っていると承知しております。</p> <p>このたびの地震では、多くの方々が避難生活を余儀なくされたところであり、先ほどもお答えし</p>

	<p>ましたが、国の検証チームにおいてもですね、検証の視点に避難所運営を挙げていることから、今後、様々な課題が明らかになるものと考えておりました、そうした検証作業も注視をしつつ、地域防災計画やマニュアルなども必要な見直しを行ってまいります。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><u>スフィア基準の問題ですとか、防災計画の見直しも含めて、知事にお話を聞きたいと思いますので、よろしくお取り扱いをお願いいたします。</u></p> <p>三 複合災害等について</p> <p>(一) 町村の職員数について 次に、複合災害について少しお聞きしたいと思います。まずは、泊原発UPZ圏内の町村職員の数をお知らせください。</p> <p>(二) 町村職員の対応について 13町村1,290名、人口はおよそ7万3,000人、この7万3,000人をですね、ほぼ1,300人ぐらいで対応しなければならないということになります。地震等の自然災害と原発事故の複合災害の場合、原子力プルームも含めまして、放射線被ばくの問題も出てきます。5キロメートル圏内のPAZは早急に避難、30キロメートル圏内のUPZは屋内退避ですが、町村職員はこの対象になるのかどうかお聞きします。</p> <p>(三) 安定ヨウ素剤について 安定ヨウ素剤は、何処に備蓄して、誰が配布するのかお聞きします。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 町村の職員数についてであります、UPZ内の13町村の職員数は、令和4年地方公共団体定員管理調査結果によりますと、令和4年4月1日現在で、合計1,290名となっております。</p> <p>(原子力安全対策課長) 町村職員の対応についてであります、各町村は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有しており、当該町村の職員は、災害発生時において、住民避難の誘導等の応急対策などの職務に従事することとなります。 なお、職員が被ばくの可能性がある環境下で従事する場合には、防災関係機関は緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な防護対策を講ずることとしております。</p> <p>(原子力安全対策課長) 安定ヨウ素剤についてであります、道では、UPZ内の13町村と、道本庁、岩内及び俱知安保健所に、令和5年4月時点で、丸剤を76万4千錠、乳幼児向けゼリー状ヨウ素剤を6千900包備蓄しているほか、内閣府が、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合や、UPZ外において必要となる場合に備え、本道を含む5か所に備蓄を行っているところです。 原子力災害が発生し、安定ヨウ素剤の緊急配布が必要になった際は、道の原子力災害医療活動実施要領に基づき、避難の際のバス集合場所や避難退城時検査場所において、道と町村の職員が連携して配布することとしております。 また、配布体制については、原子力規制庁が作成している、安定ヨウ素剤に係る運用の解説書であります「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」などを踏まえ、道の要領において、配布場所や手続き等について定めているところでありますが、この度の</p>

<p>いざとなった場合の、配布がきちんとできるかというの、なかなか、今のお話を聞いていると</p>	<p>能登半島地震を踏まえ、道としては今後、国の動向を注視し、解説書等が改正された場合には関係町村とも連携し、道の要領を改正するなど、適切に対応してまいります。</p>
---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>難しい。保管している所が、保健所にある。さらには、本道含む5か所に備蓄をしている。そういうことになった場合、これはスムーズに対処できるかという、これはちょっと疑問だと思っております。より近くになれば、あまり意味を持たないのではないかと思います。ここは要検討だと思います。</p> <p>それと、先ほどの話の中にもありましたけれども、被災地の職員は、被災者でもあるということです。イタリアでは、当該の被災地に住んでいる自治体の職員は、支援の対象外としています。周辺の方々、周辺の自治体の職員が支援に入っている形を作っている。しかし、日本はそういう状況になっていない。ましてや、泊原発のUPZ内13町村は、自分たちでばんばんするよといつた話になってくる。だから先ほど言ったように、被災地の職員も被災者だと言っているのです。防災の計画はそういうになっていないですから、この防災計画を見直すということになっているのだから、少なくとも、周辺自治体の職員との連携をきちんとやっていかないと、これはスムーズな状況になっていかないと思いますので、是非、そのことも検討の材料として加えていただきたいと思っております。</p> <p>（四）道路が通行できない場合の対応について</p> <p>さて、道路が通行不能となった場合、バス避難もまた机上のプランになってしまうのすけれども、その場合のBプランはお考えかどうか。</p>	<p>（原子力安全対策課長）</p> <p>住民避難についてであります。原子力災害が発生した場合の避難経路については、地震や津波等により使用できない場合も想定し、あらかじめ複数の経路を確保しているところです。</p> <p>さらに、陸路が制限される場合には、道路啓開に着手しつつ、状況によって、自衛隊などの実動組織の支援を受け、海路や空路等による避難を行うこととしております。</p> <p>道としては、原子力防災対策について、これまでも様々な要請を国に対し行ってきたところであり、この度の地震を踏まえ、対策のより一層の充実・強化などについて、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に要請するとともに、様々な想定のもと訓練を行い、道の地域防災計画などについて点検するなど、今後とも、住民の皆様の安全・安心の確保に取り組んでまいります。</p>

<p>【指摘】 先ほども、バスのお話がございましたけれども、バス協会と話しても何もならないのです。バスを運転するのはバスの運転手ですから、バスの運転手が解りました、そこに行きますとの話にならない限りは、これも机上の空論であるということだと思っております。 当該の団体とも別に話をしているわけではない、ですから、ただ協会だけに言えばバスが来るのだ</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ろうと思ったら大きな間違いだということを、まずは指摘しておきたいと思えます。</p> <p>（五）防災計画について 道と泊原発PAZ・UPZ圏内13の町村でございませぬけれども、地域防災計画や原子力防災計画は整備されていると私は理解しておりますけれども、地震災害等と原発事故との複合災害について考慮されているかお聞きしたいと思います。</p> <p>（六）避難の再構築について 相対的に、今回の能登半島地震を契機に複合災害の場合、道路も寸断、電気も水も、トイレも食料も情報も断たれてしまうことがわかった訳でございます、これに原発が稼働していたら、空中には放射線が漂っていることもプラスになるのでございませぬ、これは現実には起こりえることとなります。それを想定して、道は、道民の避難と安全を確実なものにしなければなりません。 改めて原子力防災計画を含めた避難の再構築についてのお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>【指摘】 是非、中身のある計画を作っていただいて、避難所の運営の仕方も含めて、まずは人道を中心にした対応をきちんと取っていただきたいと、このことを指摘させていただきたいと思えます。</p>	<p>（原子力安全対策課長） 原子力防災計画についてでございますが、道及びUPZ内の13町村では、地震や津波などの自然災害と原子力災害が同時に発生する複合災害を想定した原子力防災訓練の実施や防護対策などを定めた防災計画を作成しております。 道としては、この度の地震を踏まえ、様々な想定のもと訓練を行い、その結果を計画に反映するなどしながら、より実効性のある防災対策の構築に努めてまいります。</p> <p>（危機管理監） 原子力防災対策についてでございますが、原子力災害が発生した場合の避難経路につきましては、あらかじめ複数の経路を確保しており、不測の事態によって確保した輸送能力で対応できない場合などは、「泊地域の緊急時対応」において、実動組織が支援を行いますとともに、地域レベルで対応困難な場合には、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施するとなっておりますのでございます。 また、規制委では、屋内退避に関する課題につきまして、検討するとしており、その動向を注視しつつ、道といたしましても、計画を点検するとともに、指針が改定された場合には、関係町村等とも連携し、必要に応じて計画を修正するなど、今後とも、住民の皆様の安全・安心の確保に取り組んでまいります。</p>

